



# 法人の種類と法人税の取扱い

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井満広

掲載(予定)テーマ

- ⑦ 法人の種類と法人税の取扱い
- ⑧ 「事業年度」の区切りとは
- ⑨ 納税地について理解する
- ⑩ 税率と税額の関係
- ⑪ 申告と納税をどう行なうか
- ⑫ 連結納税とは何か

法人税の課税対象となる「法人」にもいろいろな種類があります。株式会社、合同会社、合資会社等は「普通法人」ですが、今回は、それ以外の法人の種類と、法人税の取扱い(①課税対象、②法人税率、③みなし寄附金)について紹介します。

1 財団法人  
財団法人とは、個人や法人が所有する金銭、不動産、美術品等の財産を拠出して、その財産を元手に活動する法人です。設立するためには300万円以上の財産が必要で、行政庁から公益認定を要

2 社団法人  
社団法人とは、2以上の個人や法人が集まって、営利目的でない活動をする法人です。営利目的でないとは、利益の分配をしない、という意味で、一般的な事業を行なって利益を出すことや、役員や従業員に給与を支給することは問題ありません。また、拠出金ゼロで設立できます。財団法人と同じように、行政庁から公益認定を受けた「公益社団法人」と、それ以外の「一般社団法人」があります。

- ① 課税対象…すべての所得
- ② 法人税率…年800万円以下は15%、年800万円超は23・4%
- ③ みなし寄附金…なし

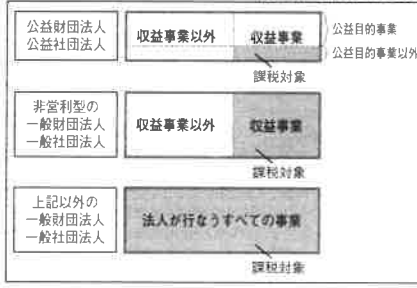
一方、「非営利型でない一般財団法人」の法人税の取扱いは以下のとおりです。

- ① 課税対象…すべての所得
- ② 法人税率…年800万円以下は15%、年800万円超は23・4%
- ③ みなし寄附金…なし

社団法人のうち、一定の基準に適合している法人は、行政庁から公益認定を受けることにより、「公益社団法人」となります(公益目

社団法人のうち、一定の基準に適合している法人は、行政庁から公益認定を受けることにより、「公益社団法人」となります(公益目

図表2 財団法人・社団法人の法人税の課税の対象



けた「公益財団法人」とそれ以外の「一般財団法人」があります。

(1) 公益財団法人  
財団法人のうち、一定の基準(主に公益目的事業を行なう等)に適合している法人は、行政庁から公益認定を受けることにより、「公益財団法人」となります。

公益目的事業とは、学術・技芸、慈善等に関する事業で、不特定多数の人の利益増進に寄与するものをいいます。主なものとして、日本各地の法人会を統括する「全国法人会総連合」、オリンピックへの選手派遣を行なう「日本オリンピック委員会」等があります。

公益財団法人の法人税の取扱いは以下のとおりです。

(1) 課税対象…収益事業(図表1参照)のうち、公益目的事業以外の事業から生じた所得のみ

的事業の定義は、公益財団法人と同様です。主なものとして、経済団体の1つである「経済同友会」、日本各地の「〇〇法人会(例…芝法人会)」等があります。

公益社団法人の法人税の取扱いは、公益財団法人と同様です。

(2) 一般社団法人  
社団法人のうち、公益社団法人以外の法人は「一般社団法人」となります。主なものとして、一部上場企業を中心に構成された経済団体の「日本経済団体連合会」、全国の青色申告会を統括する「全国青色申告会総連合」等があります。

一般社団法人の法人税の取扱い

「NPO法人」とは、NPO法によって認められた民間の非営利団体です。所轄庁から認定を受けたNPO法人は「認定NPO法人」といいます。

認定NPO法人の法人税の取扱いは以下のとおりです。

(1) 課税対象…収益事業から生じた所得のみ

(2) 法人税率…年800万円以下は15%、年800万円超は23・4%

(3) みなし寄附金…あり

一方で認定を受けていないNPO法人の法人税の取扱いは以下のとおりです。

(1) 課税対象…収益事業から生じた所得のみ

(2) 法人税率…年800万円以下は15%、年800万円超は23・4%

(3) みなし寄附金…なし

「学校法人」とは、私立学校法の定めによって設立される法人です。国公立以外の学校を設置でき

そのイメージを固にしたのが図表2です。

(2) 法人税率…年800万円以下は15%、年800万円超は23・4%(平成29年4月1日〜平成30年3月31日開始事業年度。以下同じ)

(3) みなし寄附金…あり

財団法人のうち公益財団法人以外の法人は「一般財団法人」となります。主なものとして、宝くじの普及広報等を行なう「日本宝くじ協会」、サザエさんで有名な「長谷川町子美術館」等があります。

一般財団法人のうち、(1)非営利性が徹底された法人(剰余金の分配を行なわなことを定款に定めていることなどのすべての要件を満たす)、または(2)共益的活動を目的とする法人(定款等に会費の

図表1 収益事業の範囲

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧事業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保健業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権提供業
7 通信業	16 飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技事業	

定めがあることなどすべての要件を満たす)は、「非営利型の一般財団法人」となります。

非営利型の一般財団法人の法人税の取扱いは以下のとおりです。

(1) 課税対象…収益事業から生じた所得のみ

「NPO法人」とは、NPO法によって認められた民間の非営利団体です。所轄庁から認定を受けたNPO法人は「認定NPO法人」といいます。

認定NPO法人の法人税の取扱いは以下のとおりです。

(1) 課税対象…収益事業から生じた所得のみ

(2) 法人税率…年800万円以下は15%、年800万円超は19%

(3) みなし寄附金…あり

「協同組合等」とは、農業協同組合や信用金庫等のことです。

協同組合とは、同じ目的を持つ個人や法人が組合員となって共同で事業体を所有し、お互いに助け合うための組織です。

協同組合等の法人税の取扱いは以下のとおりです。

(1) 課税対象…すべての所得

(2) 法人税率…年800万円以下は15%、年800万円超は19%

(3) みなし寄附金…なし

「公共法人」とは、地方公共団体や日本放送協会等のことです。公共法人には法人税の納税義務がありません。

「学校法人」とは、私立学校法の定めによって設立される法人です。国公立以外の学校を設置でき